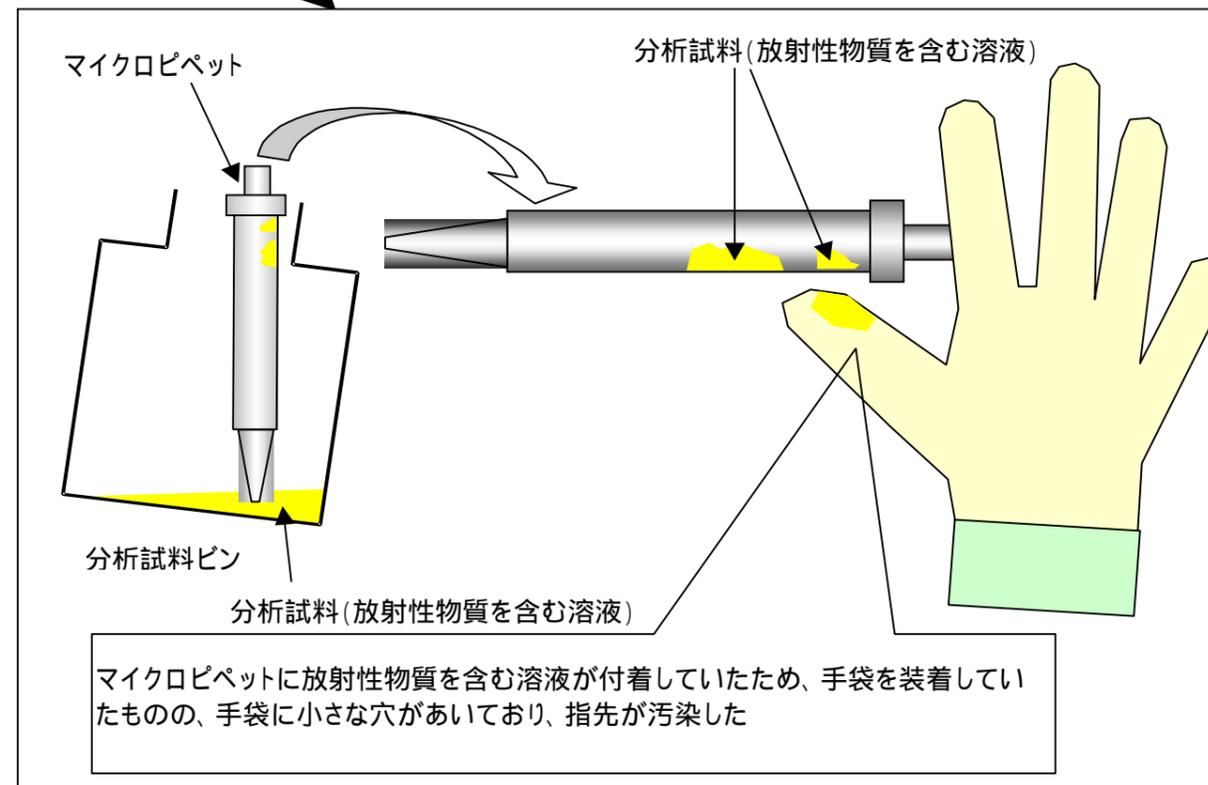
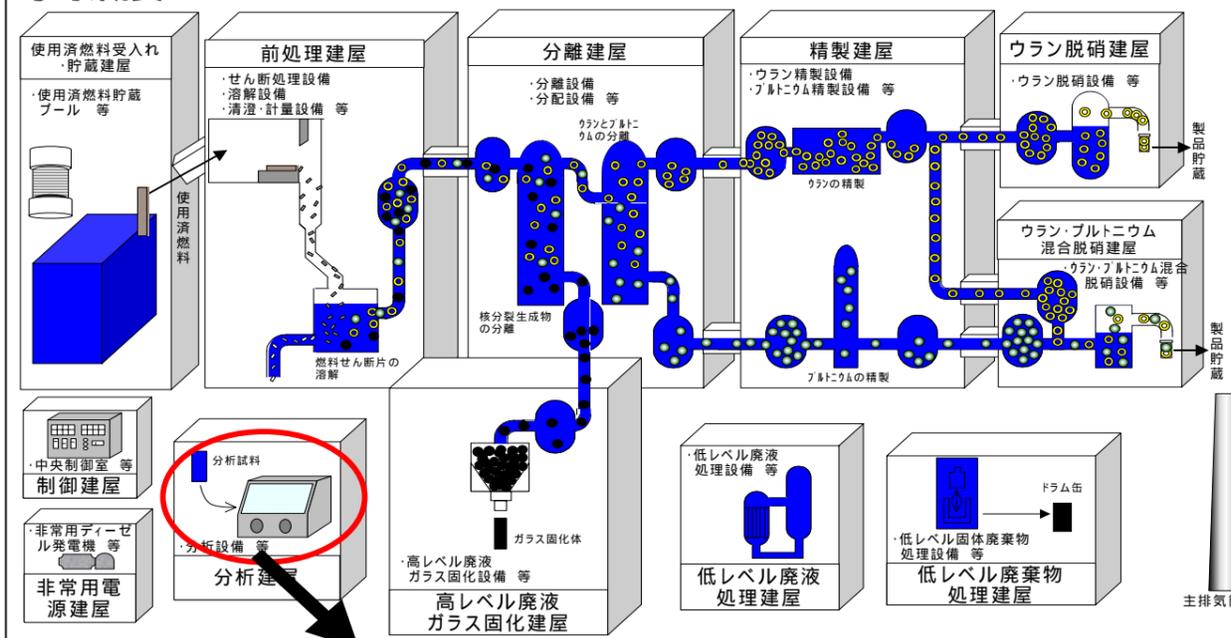


再処理工場が発生が予想されるトラブル等とその対応

(No.6-12)

<p>件名</p>	<p>フード作業時における指先の汚染</p>																		
<p>事象の概要</p> <p>(1) 発生場所: 機器</p> <p>(2) 設備の概要</p> <p>(3) 発生の状況</p> <p>(4) 概要</p> <p>(5) 原因</p>	<p>分析建屋: 分析フード</p> <p>放射性物質や化学薬品を取り扱う際に、取扱い物質を拡散させないために使用する局所排気装置を有する箱型装置。</p> <p>分析作業中</p> <p>マイクロピペット(分析試料を採取するための道具)を用いた分析試料ビンからの分析試料の採取時における、マイクロピペットに付着した分析対象の放射性物質を含む溶液による指先の汚染。管理の基準値を超える汚染があったが、手洗いにより汚染を除去。</p> <p>* 他の建屋も含め同種の作業においても、同様な汚染の発生が予想される。</p> <p>作業を継続する中で偶発的に生じる手袋の破損。</p>																		
<p>事象による影響</p> <p>(1) 工場外への影響</p> <p>(2) 安全性への影響</p> <p>(3) 作業員への影響</p> <p>(4) 他工程への影響</p>	<p>工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分析建屋換気設備が稼働している室内での事象であり、また、サーベイメータ等で汚染検出時には除染を行うので、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 作業員の指先の汚染であるため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>作業員への影響は生じない。 作業員については放射性物質の体内への取り込み、身体汚染、異常被ばく等がないことを確認する。万一身体汚染等が認められた場合は、直ちに汚染を除去することによって作業員への安全を確保するため、作業員への影響は生じない。</p> <p>他工程への影響は生じない。 作業員の汚染であり、他工程への影響は生じない。</p>																		
<p>対応の概要</p>	<p>(1) 汚染の除去を行い、放射性物質の指先以外の身体への付着及び体内への取り込みがないことを確認する。</p> <p>(2) 作業エリア内に汚染があれば、定められた手順に従い、汚染した区域の除染を行う。</p> <p>(3) 除染後、再度放射能測定を行い、汚染の除去を確認して、分析作業を再開する。</p>																		
<p>公表区分*1</p>	<p>翌平日に公表(ホームページへ掲載)</p>																		
<p>情報区分*1</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> <tr> <th>A情報</th> <th>B情報</th> <th>C情報</th> <th>ごく軽度な機器故障</th> <th>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</th> <th>不適合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	トラブル情報			運転情報			A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等						
トラブル情報			運転情報																
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等														

事象概要



復旧方法

当該作業員の被ばく評価を行うとともに、必要に応じて医療措置及び身体並びに作業区域を除染、また、グローブを交換して復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転設備に影響なし

設備

機器

タンク

運転継続

*1 「A 情報」:安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、「B 情報」:事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、「C 情報」:A、B 情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象